二十　銀行代理業者名　和美　俊昭
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道苫小牧市字樽前九十九番地の四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年十二月一日
二十一　銀行代理業者名　後藤　昇
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道空知郡奈井江町字奈井江七百四十八番地三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年十二月一日
二十二　銀行代理業者名　宇野由紀子
主たる営業所又は事務所の所在地　愛知県春日井市松本町千二百番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年十二月一日
二十三　銀行代理業者名　今西　利通
主たる営業所又は事務所の所在地　奈良県吉野郡大淀町桧垣本八十五番地の六
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年十二月一日
二十四　銀行代理業者名　中尾　碩子
主たる営業所又は事務所の所在地　兵庫県養父市大屋町筏二百八十四番地三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年十二月一日
二十五　銀行代理業者名　丸岡　益子
主たる営業所又は事務所の所在地　香川県三豊市三野町下高瀬五百三十三番地二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年十二月一日
二十六　銀行代理業者名　本東　節子
主たる営業所又は事務所の所在地　広島県三原市本郷町上北方七百七十三番地五
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年十二月一日
二十七　銀行代理業者名　牧山　巖
主たる営業所又は事務所の所在地　長崎県平戸市生月町御崎七百三十六番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年十二月一日

○農林水産省告示第七百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市丹生川町森部字丸山谷一五二四、一五二五の一六、字カル沢谷一五三〇の二三、一五三〇の二八、一五三〇の二九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市神岡町吉田字葛谷洞八七三、神岡町和佐保字大鳩トヤ一〇七四の二、一〇七四の一〇（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字葛谷洞八七三・字大鳩トヤ一〇七四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇七四の一〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県土岐市曽木町字亀ケ口一九四八の二〇四から一九四八の二〇六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）